

号の区別の付きにくい条文を整理する講座 (非売品) MB19549

難 易度の上がっている近年の短答試験を突破するためには、これまで以上に各科目ごとに偏りのない、条文の正確な知識・理解が必要不可欠となります。

しかし、一つの項にぶら下がる号が複数ある条文では、それだけで正確な条文知識の整理・把握が難しくなります。

例えば、商4条1項各号ほど各号が個性的であれば把握もしやすいですが、特193条2項各号の特許公報発行類型や、商2条3項各号の「使用」類型など、区別の付きにくい条文も数多く存在するため、「何度法文集の読み込みをしても、各号の

違いがよく分からず、頭に入らない」と、多くの受験生を悩ませています。

本特典講座では、それら区別の付きにくい条文について、その条文が適用される具体的な場面や趣旨からの意味づけ、改正経緯による把握、目的による分類などの、各号を意味づけ、関連づける情報をご提供することにより、容易に整理・把握できるよう分かりやすく、かつ、理解しやすく教授します。



担当講師
水崎 慎

LEC専任講師

◎東海大学工学部通信工学科卒業。
某警備会社にて機械警備に関わる電気・通信系のエンジニアとして従事。その後、弁理士試験合格。現在は、都内某特許事務所に勤務。
◎LECでは論文受験生向けのLゼミ等を担当。

講座テキスト

特許法49条（拒絶の査定）

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

1

① その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が
② 第17条の2第3項（新規事項追加禁止）又は第4項（シフト補正の禁止）に規定する要件を満たしていないとき。

・平成5年改正により1号に17条の2第3項追加。平成18年改正により17条の2第4項追加。

二 その特許出願に係る発明が第25条（外国人権利共有違反）、第29条（産業上利用性・新規性・進歩性）、第29条の2（拡大先願）、第32条（不登録自由）、第38条（共同出願違反）又は第39条第1項から第4項（先願主義）までの規定により特許をすることができないものであるとき。

・昭和45年改正29条の2追加。昭和62年改正により38条について改正。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

四 その特許出願が第36条第4項第1号（実施可能要件）若しくは第6項（サポート要件）又は第37条（発明の單一性）に規定する要件を満たしていないとき。

・昭和59年36条6項を49条2号に追加し、60年改正に4号に移動。昭和62年改正により改正。平成2年改正により改正。

五 前条の規定による通知をした場合であって、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によってもなお第36条第4項第2号（技術文献開示要件）に規定する要件を満たすこととなるとき

・平成14年改正により新設

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

平成6年改正により追加。

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

Point

1

講義の内容を書き込みやすいよう、各号を独立して記載！

2

参照条文の内容をカッコ内に端的に記載しているため、一見して条文の内容を把握しやすい構成！

3

改正経緯などの背景情報に言及。理解の一助に！